

個人住民税の定額減税について

令和6年度税制改正において、今年度の所得税および個人住民税が減税されます。

対 象

- 前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者
- 国内に住民票がある人

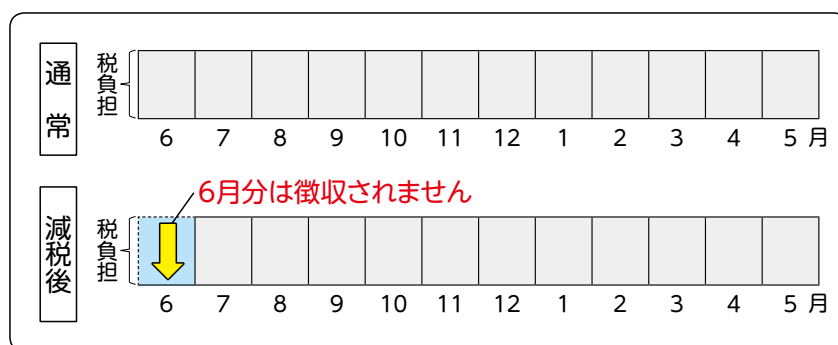
減税額

- 本人、配偶者を含む扶養親族1人につき、1万円
※同一生計配偶者および扶養親族は、原則、昨年12月31日時点で判定します。
※控除対象配偶者以外の同一生計配偶者がいる場合は、来年度の個人住民税から減税します。

徴収方法(令和6年度分)

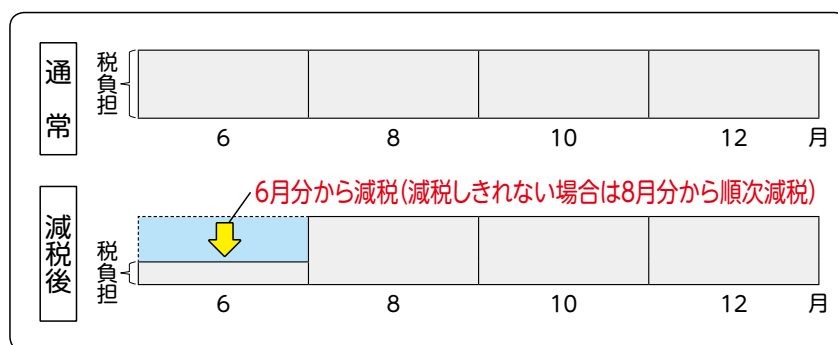
①給与所得に係る特別徴収 (給与天引き)

- ▶ 6月分は徴収されず、減税後の税額が7月分～来年5月分で11分割されます。



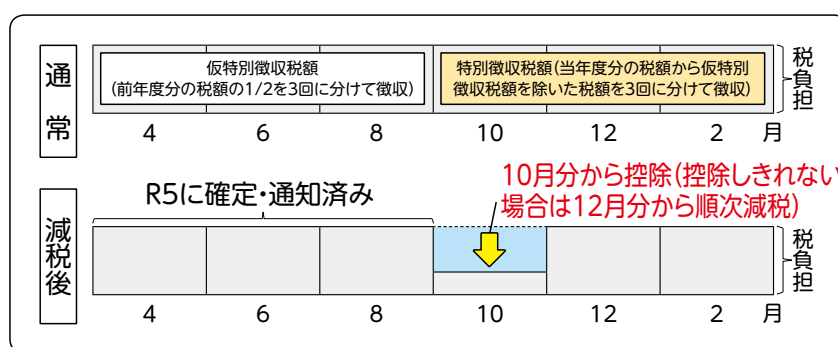
②普通徴収 (納付書や口座振替)

- ▶ 減税前の税額をもとに算出された6月分の税額から減税され、減税しきれない場合は、8月分以降の税額から、順次減税されます。



③公的年金等の所得に係る特別徴収 (年金天引き)

- ▶ 減税前の税額をもとに算出された10月分の特別徴収税額から減税され、減税しきれない場合は、12月分以降の特別徴収税額から、順次減税されます。



問い合わせ

- 減税に関する問い合わせ
税務課市民税保険税係 電話番号:0949-25-2141
- 調整給付に関する問い合わせ
年内の税額から減税しきれない場合は、別途給付金(調整給付)が支給されます。
対象者には市からお知らせを送付します。(送付時期は未定)
直方市価格高騰給付金事務局 電話番号:050-1750-6859



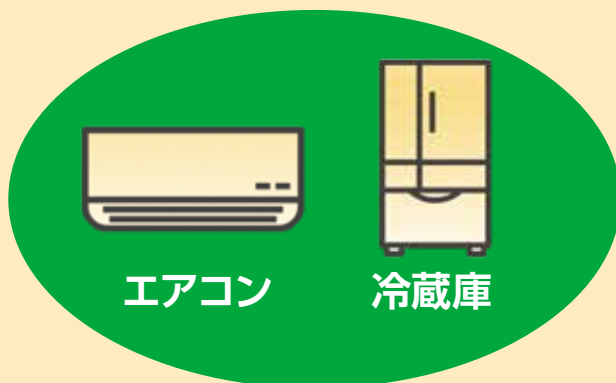
省エネ家電 買換促進補助金

電気・ガスなどエネルギー価格の高騰による一般家庭の負担を軽減するとともに、二酸化炭素排出量削減を図るため、省エネ性能が優れた家電製品への買い換え費用の一部を補助します。

※本市は2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指します。



対象家電・補助金額(購入金額の4分の1)



エアコン

冷蔵庫

上限
市内本社の販売店 5万円
市外本社の販売店 3万円



給湯器

※電気、ガス、石油、ハイブリッド

上限
市内本社の販売店 10万円
市外本社の販売店 6万円

e 目印は
この緑色のマーク

対象要件

- **市内の店舗**で6月1日以降に購入した製品(省エネ基準100%以上)であること
 - 市内の申請者の自宅に設置すること
 - 申請者が申請日時点で市内に居住し、住民票があること(1世帯につき1回限り)
- ※他にも要件があります。

省エネ達成基準率は「**統一省エネラベル**」で確認してください



申請期間

7月1日(月)～8月9日(金)

制度の詳細や電子申請の申込は
二次元コードから市ホームページをご覧ください



申請方法

電子申請または郵送(8月9日必着)

申請書は市ホームページからダウンロード、または市庁舎1階8番窓口で交付しています。

問い合わせ

環境政策課環境政策係 TEL25-2123